

「屋外燃焼行為」は 法律や条例で原則禁止されています

屋外燃焼行為(野焼き)による煙や臭気は、近隣住民に迷惑をかけることになるおそれがあるので、**一部の例外(農業を営む者が自己の作業に伴い行う燃焼行為など、下記参照)を除き禁止**されています。

なお、例外的に認められる屋外燃焼行為であっても、近隣住民から苦情が寄せられるような場合は、指導の対象となります。



例外的に屋外燃焼行為が認められる場合とは ※1

- ・ 農業、林業、漁業を営む者が自己の作業に伴い行う燃焼行為
(農業を営む人が行う収穫残渣、稲わら等の燃焼など。ただし合成樹脂や油脂類などの燃焼は禁止)
- ・ 日常生活や屋外レジャーにおいて通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
(たき火、バーベキュー、キャンプファイヤーなど。ただし合成樹脂や油脂類などの燃焼は禁止)
- ・ 教育活動の一環として通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
(学校活動やボーイスカウト等で行われる炊き出しなど。ただし合成樹脂や油脂類などの燃焼は禁止)
- ・ 地域的慣習による催し又は宗教上の儀式行事に伴う燃焼行為
(どんど焼き、地域の伝統歳事、護摩焚きなど。ただし合成樹脂や油脂類などの燃焼は禁止)
- ・ 消火訓練に伴うもの、災害の予防(震災、風水害、火災、凍霜害等)、応急対策、復旧のために必要な燃焼行為

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、横浜市生活環境の保全等に関する条例より

屋外燃焼行為が禁止されるもの ※2

- ・ 合成樹脂
- ・ 油脂類(鉱物油及び有機溶剤を含む。)
- ・ ゴム
- ・ 布
- ・ 木材(伐採木及び木の枝を含む。)
- ・ 紙

※2 横浜市生活環境の保全等に関する条例より

廃棄物を処理するには ※3

事業系一般廃棄物の場合

- ・ 事業系一般廃棄物とは、店舗・会社・工場・事務所・園芸サービスなどの営利を目的とするところだけでなく、病院・学校・官公署など広く公共サービス等を行っているところも含めて、事業活動から排出される産業廃棄物以外のごみをいいます。
- ・ 事業系一般廃棄物は、横浜市では収集しません。法令によって自己処理責任の原則が定められています。
- ・ 委託して廃棄物を処理する場合は、一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業の許可を受けた業者に依頼し、有料で処理してください。
- ・ 焼却炉(簡易焼却炉も含む)での廃棄物の焼却は、基準に適合する必要があります。また、廃棄物焼却炉は、許可または届出が必要です。具体的な基準は、リーフレット「廃棄物焼却炉等の設置に伴う手続きと基準について」(環境創造局大気・音環境課発行)をご覧ください。

産業廃棄物の場合

- ・ 委託して廃棄物を処理する場合は、産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物処分業の許可を受けた業者に依頼し、有料で処理してください。
- ・ 産業廃棄物の処理を委託する際には、委託契約書の締結やマニフェストの使用等が義務づけられています。

※3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例、横浜市生活環境の保全等に関する条例より

罰則等について ※4

無許可営業、無許可業者への委託、措置命令違反、不法投棄、焼却禁止違反等(法第25条)	5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はこの併科
法人等両罰規定(法第32条)	上記の罰則は行為者のほか、法人にも適応
屋外燃焼行為中止命令違反(条例第159条)	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

※4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、横浜市生活環境の保全等に関する条例より

横浜市生活環境の保全等に関する条例(抜粋)

第47条 何人も、燃焼の際排煙又は悪臭を発生するおそれがある合成樹脂、ゴム、木材その他の物で規則で定めるものを、屋外において燃焼させてはならない。ただし、次に掲げる燃焼行為については、この限りでない。

(1) 規則で定める焼却施設を用いる焼却行為

(2) 地域的慣習による催しに伴う燃焼行為その他の規則で定める燃焼行為(規則で定める物の燃焼に限る。)

2 前項第2号の燃焼行為を行う者は、みだりに当該燃焼行為を行ってはならない。

3 市長は、第1項の規定に違反して燃焼行為を行っている者に対し、当該行為の中止を命ずることができる。

(平成24年10月1日より屋外燃焼行為の制限の対象を「事業者」から「何人」に変更しました。)

【お問合せ先】

屋外燃焼行為(野焼き)に関する相談は	環境創造局大気・音環境課大気相談担当	TEL: 045-671-2486
焼却炉の規制指導に関することは	環境創造局大気・音環境課大気担当	TEL: 045-671-3843
市条例に関することは	環境創造局環境管理課	TEL: 045-671-2733
産業廃棄物に関することは	資源循環局産業廃棄物対策課	TEL: 045-671-2513
一般廃棄物に関することは	資源循環局一般廃棄物対策課	TEL: 045-671-3818

平成24年10月作成

平成27年11月改訂 横浜市環境創造局大気・音環境課